

(平成24年8月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

## 茨城国民年金 事案 1409

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を確認したところ、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間当時の保険料については、母親が納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親及び父親は、申立期間を含め、国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまでの保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1410

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、50 年 3 月頃、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれたはずであり、A 市区町村（現在は、B 市区町村）から交付された文書にも申立期間は納付と記載されている。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 市区町村 C 課 D 係の「国民年金保険料納付記録について」とする昭和 52 年 8 月 11 日付けの文書において、申立期間に係る保険料が納付済みとなっていることが確認できる。

また、上記文書について B 市区町村に照会したところ、当該文書の交付に至った経緯等は不明であるものの、D 係の事務連絡文書として交付したものと考えられるとの回答が得られた。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親及び父親は、申立期間を含め、国民年金制度発足当初から 60 歳に至るまでの保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1411

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年12月から53年3月まで  
② 昭和53年10月から同年12月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。私の国民年金については、昭和52年2月頃に義母が加入手続きを行い、保険料についても義母が私の夫の分と一緒に納税組合を通じて納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②は3か月と短期間である上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は当該期間の前後の国民年金保険料を現年度納付していることが確認できることから、納付可能であった当該期間の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和52年2月頃にその義母が国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている任意加入者の被保険者資格取得日が53年2月17日であることから、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのはこれ以降であると考えられ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、納税組合を通じて納付していたと主張しているが、市区町村に照会したところ、当時、年度末近くになってから国民年金の加入手続きを行った場合、納税組合を通じて保険料を納付することができるのは翌年度からになる旨の回答が得られたことから、前述のとおり昭和52年度末に国民年金の加入手続きを行ったと考えられる申立人については、当該期間の保険料について納税組合を通じて納付することはできなかったことが考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその義母は詳しい事情を聴取できる状態ではない上、申立人は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間①について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間については未加入期間であり、この間に納付された保険料は還付したとの回答であった。私は、申立期間の保険料を還付された記憶は無く、申立期間の一部に係る領収書を所持している。

このため、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、オンライン記録では未加入期間とされているが、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では昭和 51 年 4 月から同年 12 月までは納付された記録がある上、申立人は、当該期間のうち、同年 4 月から同年 6 月までの保険料を 52 年 3 月 29 日に納付したことが確認できる領収書を所持している。

もっとも、申立人の国民年金被保険者資格については、昭和 42 年 4 月 2 日に強制被保険者資格を喪失して以降、52 年 1 月 22 日に任意被保険者資格を取得するまでの間（平成 17 年 11 月 8 日に、昭和 42 年 4 月 2 日の強制被保険者資格喪失日を 50 年 9 月 17 日に訂正）は未加入期間であったため、申立期間の保険料が納付されれば還付の手続が行われるべきところ、申立期間のうち、51 年 4 月から同年 12 月までの保険料が還付された事実は認められないことから、申立人が、当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入となる要件を欠き、資格喪失しているため被保険者となり得ないことを理由として、この期間の被保険者資格と保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、特殊台帳に納付済みと記録が無い昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までについては、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで  
② 昭和61年10月から62年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和60年10月から61年3月までの期間及び同年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

申立期間当時の国民年金保険料については、妻の分と一緒に納付していたはずであり、妻は、第三者委員会に同期間についての納付記録訂正の申立てを行い、認められている。

このため、私の申立期間についても納付記録の訂正を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、申立期間①の直前である昭和60年8月及び同年9月の国民年金保険料を61年10月8日に過年度納付し、申立期間①の直後である同年4月及び同年5月の保険料を同年4月28日に現年度納付していることが確認できることから、申立期間①の保険料を納付しなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間②の前後の期間について、それぞれ国民年金保険料を現年度納付している上、申立人には、昭和63年7月5日に、過年度保険料に係る納付書が作成されたことが確認でき、この時点において時効未到来である申立期間②について、過年度納付することは可能であることから、これを納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は、それぞれ6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城国民年金 事案 1414

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から57年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から57年8月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和56年10月から57年9月までの保険料が還付されているとのことであった。私は、同年9月から厚生年金保険に加入しているため、同年9月の国民年金保険料が還付されるのは理解できるが、その前の申立期間については、還付を受ける理由が無いはずであるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及び還付整理簿等により、申立人の昭和56年10月から57年9月までの保険料については、一旦納付されたものの、「誤適用取消」の処理が行われたことにより還付されていることが確認できる。

しかしながら、当該期間のうち申立期間については、申立人は国民年金の強制加入期間に該当することから、事実と異なる資格喪失（誤適用取消）手続により還付手続が行われたことが認められ、申立期間の保険料は納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年4月及び同年6月を13万4,000円、19年6月を14万2,000円、同年9月、21年9月及び同年11月を13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年9月2日から17年1月1日まで  
② 平成17年1月1日から22年2月1日まで  
③ 平成22年2月1日から23年12月21日まで

年金事務所に厚生年金保険の標準報酬月額を確認したところ、A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、自身が記憶している給与支給額と相違していることが判明した。私は、同社に勤務していた当時の給与明細書及び給与所得の源泉徴収票を所持しているので、申立期間の標準報酬月額について給与支給額に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成14年9月2日から23年12月23日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①及び②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間③については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

3 申立期間②のうち、平成18年4月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年7月1日までの期間、19年6月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から同年10月1日までの期間、21年9月1日から同年10月1日までの期間及び同年11月1日から同年12月1日までの期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された賃金台帳において確認できる報酬月額から、18年4月及び同年6月は13万4,000円、19年6月は14万2,000円、同賃金台帳において確認できる保険料控除額から、同年9月、21年9月及び同年11月は13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務担当者が、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録のとおり届け出ている旨主張していることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、上記において標準報酬月額の記録を訂正する必要があると認めた以外の期間については、A社から提出された賃金台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額が、オンライン記録上の標準報酬月額を超えていないことが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

4 申立期間①については、申立人から提出された平成14年分及び15年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除額は、同徴収票における総支給額及びオンライン記録上の標準報酬月額から算出した社会保険料額とほぼ一致しているとともに、16年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料等の控除額は、上記と同様に算出した社会保険料額を大幅に下回っていることが確認できる。

また、A社から、申立期間①に係る賃金台帳及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿は既に処分しており、当該期間における申立人の給与支給額及び厚生年金保険料の控除額は確認できない旨の回答が得られた。

さらに、A社B工場における社会保険事務を受託している社会保険労務士事務所に照会したところ、平成17年以前の資料は保管していない旨の回答が得られた。

このほか、申立人が申立期間①についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③については、当該期間に係る標準報酬月額の定時決定において、年金事務所に提出された算定基礎届に記載されている申立人の報酬月額は、A社から提出された賃金台帳における給与支給額と一致しているとともに、決定された標準報酬月額に不合理な点は見当たらず、オンライン記録上の標準報酬月額とも一致している上、同台帳により、申立人が主張する報酬月額が事業主により支払われていないことが確認できることから、標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの期間及び同年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から61年3月まで  
② 昭和61年8月から62年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。

申立期間当時の国民年金保険料については、私が自宅に集金に来ていた市区町村役場職員に夫の分と一緒に毎月納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、その夫の分と一緒に納付していたと主張しているが、その夫も申立期間の保険料は未納となっている。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料について、夫婦二人分を毎月納付していたと主張しているが、その夫の国民年金被保険者台帳(特殊台帳)により、申立期間①直前の昭和60年1月から同年3月までの保険料を同年5月にまとめて納付していることが確認できる上、申立人夫婦のオンライン記録により、申立期間①と②の間である61年4月から同年7月までの保険料を同年8月にまとめて納付していること、申立期間②直後の62年4月から63年6月までの保険料を3か月分ずつ納付していること、毎月納付となっているのは同年7月分以降であることなどが確認でき、申立期間に近接する時期の保険料の納付方法について、申立人の主張と記録とが整合していない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年12月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び同年8月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月から52年12月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで  
③ 昭和61年8月から62年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納となっていた。

申立期間①については、母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであり、申立期間②及び③については、妻が自宅に集金に来ていた市区町村役場職員に夫婦二人分の保険料を一緒に毎月納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと主張しているが、その母親は既に他界しており、申立人は当該加入手続及び当該期間の保険料納付に直接関与していなかったことから、加入及び納付状況が不明である上、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年11月17日にA市区町村(現在は、B市区町村)に払い出されていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降であると考えられ、この時点において、当該期間の一部については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間②及び③については、申立人は、その妻が当時の国民年金保険料について夫婦二人分を毎月納付していたと主張しているが、その妻も当該期間の保険料は未納となっている上、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)及び

オンライン記録により、申立期間②直前の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 5 月にまとめて納付していること、申立期間②と③の間である 61 年 4 月から同年 7 月までの保険料を同年 8 月にまとめて納付していること、申立期間③直後の 62 年 4 月から 63 年 6 月までの保険料を 3 か月分ずつ納付していること、毎月納付となっているのは同年 7 月分以降であることなどが確認でき、申立期間②及び③に近接する時期の保険料の納付方法について、申立人の主張と記録とが整合していない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から41年2月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和38年5月から41年2月までの国民年金保険料が未納となっていた。38年5月頃に父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料についても父親が納税組合を通じて納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年5月頃に、その父親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の保険料についてもその父親が納税組合を通じて納付していたと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳（45年5月14日発行）により、申立人は同年4月20日付けで初めて国民年金被保険者となっていることが確認できることから、申立期間については未加入期間であり保険料を納付することはできない。

また、申立人は、その父親が国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続き及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年11月まで  
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和57年1月から同年11月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、同年9月頃に国民年金の加入手続を行い、保険料はA市区町村役場で納付していたはずである。  
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年9月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料をA市区町村役場で納付していたと主張しているところ、同市区町村の国民年金被保険者名簿の記事欄に「S57・7・7受付」と記載されていることから、申立人は同日に国民年金の加入手続を行ったと考えられるが、この時点において、申立期間の一部については過年度となっており、市区町村役場で保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市区町村役場で納付したと主張するのみで具体的な納付状況を記憶しておらず、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人には申立期間以外にも未納期間が多数存在する上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年6月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、申立期間が未加入期間とされていた。仕事を辞めた昭和51年4月にA市区町村（現在は、B市区町村）役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、申立期間の保険料を3か月ごとに納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、仕事を辞めた昭和51年4月にA市区町村役場で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと主張しているが、同市区町村の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳（特殊台帳）により、申立人は、自身の厚生年金保険被保険者資格取得に伴い50年5月2日付けで国民年金被保険者資格を喪失したことが確認できるとともに、その次に同資格を取得したのは、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格喪失に伴い国民年金被保険者資格を取得した53年7月であることが確認できることから、申立人は、申立期間においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、C市区町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和53年7月にA市区町村からC市区町村に転入していることが確認できるところ、同市区町村の保管する「国民年金被保険者について（回答）」（往復はがきの返信）により、当時、同市区町村からA市区町村に対して申立人の国民年金記録を照会していることが確認できるが、当該はがきの回答においても、50年5月2日の被保険者資格喪失以降の加入記録は無い。

さらに、申立人が申立期間について納付していたとする国民年金保険料額は当時の保険料額と差異がある上、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。私は、50年4月に結婚した際に妻と一緒に市区町村役場で国民年金の加入手続を行い、保険料については、妻が私の分と一緒に銀行で納付していた。

このため、申立期間の国民年金保険料について、妻は納付済みとなっているのに、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月に妻と一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は連番ではない上、国民年金手帳記号番号払出簿により、その妻の同記号番号は同年4月2日にA市区町村（現在は、B市区町村）に払い出されたことが確認できるものの、申立人にも同時期に同記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号よりも前に同記号番号が払い出されている国民年金被保険者の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和51年5月16日であることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこれ以降と考えられ、申立期間については過年度納付となるが、申立人は、申立期間の保険料について後からまとめて納付したことはないと主張しているなど、過年度納付又は特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した証拠として、申立期間に係る領収証書の写しを提出しているが、当該領収証書からは納付者の氏名の確認ができない上、領収印の日付は、昭和50年4月から同年6月までの分が同年6月30日、同年7月から同年9月までの分が同年9月30日、同年10月から51年3月までの分が50年12月31日となっていることから、当該領収証書は、前述のとおり51年5月以降に国民年金の加入手続を行ったと推認できる申立人のものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年3月まで  
年金事務所に年金記録を照会したところ、平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。申立期間については、私の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても納付していたはずである。  
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親は、国民年金の加入手続を行った時期を明確には記憶していないところ、オンライン記録により、年金手帳交付年月日が平成9年5月14日となっていることが確認できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこの頃であると考えられる上、同記録により、申立人は同年5月30日に、その時点で遡って納付することが可能な限度である申立期間直後の7年4月から8年3月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、加入手続の時点で遡って納付することが可能であった当該期間の保険料を過年度納付したものの、申立期間の保険料については時効により納付することができなかったものと推認できる。

また、申立期間において国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から46年12月まで  
年金事務所に年金記録を照会したところ、昭和42年5月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっていた。現在の年金記録は、婚姻後、夫と一緒に加入した以降のものであるが、当該期間のうち、婚姻前である申立期間については、42年5月頃に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料についても父親が納税組合を通じて納付していたはずである。また、6人兄弟の家族の中で私一人だけが保険料を納付していないということはないはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年末に婚姻後、51年7月頃に夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったことは認めているところ、それとは別に、42年5月頃にその父親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、仮にその主張どおり既に国民年金の加入手続が行われていれば、婚姻後に再度加入手続を行う必要は無い上、申立人は申立期間当時から現在に至るまで同一市区町村に居住していることから、同一市区町村において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとは考え難い。

また、申立人は、その父親が申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、その父親は既に他界している上、申立人自身は当該加入手続及び保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人は、6人兄弟の家族の中で自分一人だけが国民年金保険料を納付していないはずはないと主張しているが、オンライン記録により、申立人のすぐ上の姉も、20歳からの25か月について未加入期間となっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1951

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B支社（現在は、C社D支社）に勤務していた期間について、被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

昭和 44 年 3 月 1 日から同年 3 月 17 日までは、E学園において日当をもらいながら事前教育を受け、同学園修了後F事業所に配属となった。同学園において一緒に事前教育を受けた同僚には、同年 3 月に厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

C社D支社から提出された申立人に係る「履歴カード」により、申立人は昭和 44 年 4 月 1 日にA社B支社の準職員となっていることが確認でき、申立期間において同支社に勤務していたことは確認できない。

また、C社D支社に照会したところ、申立人の申立期間における勤務実態及び給与からの厚生年金保険料の控除については不明である旨の回答が得られた。

さらに、昭和 44 年 3 月に厚生年金保険の被保険者記録があるとして申立人が名前を挙げた同僚については、A社B支社に係る厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、同年 3 月 18 日から同年 4 月 1 日までの期間について、同支社における被保険者記録が確認できるところ、C社D支社から提出された当該同僚に係る「臨時雇用員就労カード」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、当該同僚は同年 3 月 18 日から同年 3 月 31 日まで同支社に臨時雇用員として勤務していたことが確認できるが、同社から、申立人に係る「臨時雇用員就労カード」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」は無い旨の回答が得られた。

加えて、申立人から提出された第\*回G課程H科一覧表（E学園第\*回G課程同窓会名簿）に記載された同僚 33 人のうち、前述の同僚を除く 32 人については、申立期間におけるA社B支社に係る被保険者原票が無いことが確認できる上、当該 32 人の同僚のうち連絡先が判明した 13 人に照会したところ、回答が得られた 5 人全員から、自身の着任日は昭和 44 年 4 月 1 日である旨の回答が得られ、そのうちの 3 人から、申立期間については採用前の教育期間であった旨の回答が得られた。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第三種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年4月1日から21年9月20日まで  
② 昭和22年4月15日から23年7月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B事業所（同社C事業所内）に勤務していた申立期間について、被保険者種別が第一種（坑外勤務）となっていることが判明した。

私は、当該事業所に勤務していた期間のうち、昭和44年8月1日から退職日である46年8月31日までの期間を除いて、D課E係（坑内勤務）であったことから、申立期間について厚生年金保険第三種被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

F社（A社C事業所の後継会社）から提出された人事記録により、申立人は、昭和19年3月から21年4月までの期間及び22年4月14日から46年8月30日までの期間、同社の第\*号坑内において、E係として勤務していたことが確認できるが、同係の者が坑内員に該当するか否かは不明であり、所属欄には坑内と記載があるものの、その期間が明記されておらず、申立期間当時、申立人が坑内員であったことを確認することができない。

また、F社に照会したところ、E係に勤務していた者が全て坑内員であったとは言えない旨、及び今回提出した人事記録以外に当時の資料は残されておらず、申立人の勤務実態は不明である旨の回答が得られた。

さらに、申立期間当時、E係で一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げた者4人のうち2人については、A社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名が見当たらず、他の2人についても、1人は既に他界しており、もう1人は連絡先が不明であり、照会することができない。

加えて、申立期間当時、A社C事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する者 10 人に照会したところ、7人から回答があり、そのうちの1人からはE係に配属された旨の回答が得られたが、オンライン記録により、当該同僚は、被保険者期間の大半について第一種被保険者となっていることが確認できる上、申立人が名前を挙げた同僚のうちの1人（前述の既に他界している者）についても、被保険者期間の一部について第一種被保険者となっていることが確認できることから、当時、同社においては、E係として勤務する者について、必ずしも全期間を第三種被保険者とする取扱いではなかった事情がうかがえる。

このほか、申立期間に係る第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 茨城厚生年金 事案 1953

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 9 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日まで  
② 平成 10 年 12 月 21 日から 11 年 1 月 21 日まで  
年金事務所に年金記録を照会したところ、A社における平成 9 年 5 月 20 日から同年 10 月 1 日までの期間及びB社における 10 年 12 月 21 日から 11 年 1 月 21 日までの期間について、記録が無い旨の回答を受けた。私は、9 年 5 月から 20 年 10 月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間①について、当時の同僚から、申立人は平成 9 年 5 月下旬から A社に勤務していた旨の証言が得られた。

しかし、A社に照会したところ、当時、同社においては、半年程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入させず、保険料も給与から控除していなかった旨の回答が得られた。

また、オンライン記録により、上記同僚のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同様、自身の証言する勤務開始日から4か月程度遅れていることが確認できる。

#### 2 申立期間②について、B社の当時の取締役及び同僚の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、B社の元代表者から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人が同社において平成 11 年 1 月 21 日付けで被保険者資格を取得した旨の届出が行われていることが確認できる。

また、前述の元取締役から、申立人は、A社で採用したが、A社がB社と共同受注していた事業から撤退することとなった時点でB社で改めて雇入れを行ったものであり、最初の1か月については試用期間として厚生年金保険に加入させない条件で採用し、保険料も給与から控除していなかった旨の証言が得られた。

さらに、申立人と同日にA社において被保険者資格を喪失し、B社において資格を取得している同僚（前述の同僚）から、入社後1か月間は国民健康保険に加入するよう前述の元取締役から指示された旨の証言が得られた。

- 3 このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。